

## 別紙 1

### 仕様書

#### 1. 業務名称

消防団活動支援アプリ等の導入並びに運用業務

#### 2. 目的

本業務は、消防団活動支援アプリ等を導入することにより、災害発生時の迅速な情報伝達と被害状況の可視化によるスムーズな消防活動の実現と、消防団員の出動報告等の負担軽減及び本市の出動報酬支払い事務の効率化を目的とする。

#### 3. 履行期間

##### (1) 導入（構築）

契約締結の日から令和9年1月31日まで

##### (2) 運用（保守）

令和9年2月1日から令和14年1月31日まで（長期継続契約）

#### 4. 履行場所

都城市姫城町6街区21号

都城市 総務部 危機管理課

#### 5. 導入範囲

管理者及び利用者それぞれのアカウント数の想定は以下に示すとおりである。

##### (1) 管理者 最大8アカウント

##### (2) 利用者

① 消防団員（最大 1,511 アカウント）

② 消防職員（最大 200 アカウント）

#### 6. 基本要件

受託者は、構築期間の短縮及び安定稼働を図るため、自社が開発したパッケージサービスを用いて本業務を提供すること。

#### 7. 機能要件

##### (1) 管理者機能

管理者がパソコン又はスマートフォン端末等で以下の操作を行えること。

① 事案管理及び通知機能

災害、訓練及び会議等の各種活動について、事案を作成し利用者に通知できること。

② ユーザー管理機能

消防団員の所属や階級等の登録・変更や退団した団員のアカウントを無効にできること。

③ 出動報告のCSV出力と消防団管理システムへの取込み

消防団員の出動報告をCSVデータで出力可能で、かつ、当市が運用する消防団員管理システム（テクノマインド社製（LGWAN 回線使用））へ容易に取込みが可能なこと。なお、管理者端末から LGWAN 回線端末へは、SmoothFile を使用してデータ移転可能であること。

(2) 利用者機能

利用者がスマートフォン端末で各種情報を取得、共有及び報告を行うための以下の機能を有すること。

① 災害情報の通知機能

本市の消防局指令台から送信される災害情報のメールをもとに、利用者のスマートフォンへのプッシュ通知又はメール等で災害情報を自動配信する機能を有すること。

なお、配信にあたっては、消防局指令台からのメールに記載された災害地点の座標をもとに、利用者が容易に災害地点を把握できるマップを表示できること。

② 活動支援機能

前①に記載の配信事案のマップにおいて、出動中の消防車両や水利の位置を表示することが可能であること。

③ 出動報告機能

災害等の事案について、消防団員のスマートフォンから、日付・時間・活動内容等を分団長等の承認を経て報告する機能を持つこと。

また、スマートフォンを所持していない等の理由により本アプリ等を利用することが困難な者に代わり、他の利用者が代理で報告できること。

8. 非機能要件

(1) システムの稼働に必要な各種マスタデータの初期登録を行うこと。なお、登録に必要な情報は、当市より提供する。

(2) 管理者機能は、当市のイントラネット端末から接続し、下記の動作環境でサービス利用可能であること。また、今後の OS やブラウザのアップデートにも、追加費用なく無償で対応すること。

OS : Windows 11 以降

ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome

※使用時における最新または1世代前のバージョンに限る。

- (3) 利用者のスマートフォン端末における動作環境は以下のとおりとし、今後のOSやブラウザのバージョンアップにも、追加費用なく無償で対応すること。

OS : Android12.1以降・iOS16.1以降

※使用時において概ね過去3年以内に発売された機種（OSのアップデートが適用されたもの）に限る。また、運用開始後、対象OSの下限は受託者が適宜見直しを行い、本基準を超えて切上げを実施する場合、事前に当市へ通知すること。

## 9. データセンター・セキュリティ要件

### (1) データセンター

- ① 国内のデータセンターであり、耐震、制振、免震設計などの構造であること。
- ② 防火壁構造や火災検知システムなど、防火・消火設備装置により火災被害の拡大を最小限に防止する設備を備えていること。
- ③ 24時間365日体制で監視し、システム停止等の障害発生時には即座に故障対応可能な体制が整備されていること。
- ④ 電力障害時に運用を維持するためのバックアップ電源が備わっていること。
- ⑤ 生体認証やICカードなど、建物全体及びサーバールームの入退室管理が徹底されていること。

### (2) 可用性

- ① サービス提供は、計画的停止及び非常停止を除く24時間365日とし、稼働率は年間99.5%とすること。なお、サービス停止を伴う作業を行う場合は、事前に当市へ通知を行うこと。
- ② 復旧に必要なデータについて、定期的なオンラインバックアップを取得し、データ保全を行うこと。なお、取得頻度は受託業者の対応可能範囲とする。
- ③ 障害時にはバックアップデータから、データ復旧が可能なこと。なお、復旧作業は受託業者にて行うこと。
- ④ システムへのアクセスが集中した場合においても、レスポンス性能が低下することなく安定して使用可能なサービスであること。
- ⑤ 利用者数が拡大した場合においても、十分な容量・レスポンスを確保すること。

### (3) セキュリティ対策

- ① 受託者は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する「ISO/IEC27001」認証又は個人情報の保護体制に対する第三者認証制度「プライバシーマーク」の認証を受けていることに加え、当該認証に基づく情報セキュリティ管理体制を本業務に適用できること。
- ② ファイアウォール等により、外部からの攻撃によるシステムダウンやレスポ

ンス低下への対策を図ること。

- ③ サーバ・クライアント間の通信を暗号化し情報漏洩対策を実施すること。
- ④ 取り扱う情報の機密性に応じ、適切な暗号アルゴリズム（電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト）を用いた暗号化処理を行うこと。
- ⑤ ウィルス対策及び情報保護等のためセキュリティソフトを導入し、最新の更新プログラムを維持すること。
- ⑥ 情報セキュリティ対策について、最新の情勢を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うこと。
- ⑦ 脆弱性の有無を検査し、運用上対処が必要な脆弱性は必ず修正を行った上で納入すること。

## 10. 運用管理・保守

- (1) 受託者は本サービスが正常な状態で使用できるよう、24時間365日対応可能な体制を整備すること。
- (2) OSのアップデートは無償で対応すること。また、機能の追加や改修の必要がある場合は、当市と協議すること。
- (3) 保守作業を実施する場合は、事前に保守作業の内容を当市に提示して、承認を得ること。
- (4) 契約期間の満了時には、受託者が保存しているデータを消去するなどの措置を行い、結果を報告すること。
- (5) 著作権等のあるソフトウェア等を使用する場合は、利用者が利用するための権利を取得すること。
- (6) 利用者に快適なサービスを提供できるよう機器・通信回線等を選定すること。
- (7) 本サービスに搭載されるコンテンツの著作権、その他の知的財産権は、従前から受託者又は第三者に帰属するものを除き、当市に帰属する。
- (8) 本サービスの提供を目的としてデータセンターに設置されたサーバ等の機器の所有権及び本サービスを構成するサーバに関するプログラムの著作権等の知的財産権は、受託者及び受託者に利用許諾する第三者に帰属する。
- (9) 本サービス向けに提供されるASPサービスの機能については、他者及び他人が保有する基本的特許及び周辺特許に抵触しないものとする。
- (10) 機器更新などによるサービスの運用停止は認めない。ただし、やむを得ない場合には次の措置をとること。

### ① 計画的停止

受託者は、保守上の理由からサービスの運用を計画的に停止する場合には、2週間前（ただし、セキュリティ上の理由で、早急な対応が必要な場合はその限りでない）までには、当市に報告すること。なお、当該停止により発注者に

支障が生ずるときには、停止期間の変更等について協議すること。

## ② 非常停止

受託者は、天変地異等の非常事態その他、受託者の責めに帰することができない事由からやむを得ず本サービスの運用を一時停止する場合、速やかに当市に報告すること。

# 11. サポート

## (1) マニュアル等の作成

受託者は、本業務の導入時に以下の成果品を紙及び電子媒体（PDF 形式で CD-ROM 又は DVD に記録したもの）で各 1 部提出すること。

① システム利用環境情報及び問い合わせ窓口情報に関する通知書

② 管理者用マニュアル

③ 利用者用マニュアル

## (2) 問い合わせ対応

アプリ等の利用方法や運用等に関する当市からの問合せに対し、平日午前 9 時から午後 5 時まで電話または電子メールを受けるサポート環境を用意すること。

# 12. 支払方法

導入業務は業務完了後、運用業務は毎月の業務完了後、それぞれ翌月末一括支払いとする。

# 13. その他留意事項

(1) 本業務を行うことにより知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、受注業務の全部または主たる部分を第三者に委託してはならない。  
なお、受託者は本業務全体の履行責任を負うものとする。

(3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、当市と協議して定めるものとする。

(4) 受託者の帰責事由により業務の継続が困難となった場合には、当市は契約を解除できるものとする。そのために、当市に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。

(5) 災害その他の不可抗力等、当市及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

- (6) 本契約を履行するにあたり、日本国において定められた法令を遵守すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項等については、当市と受託者で協議のうえ決定するものとする。